

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し教育財産使用許可申請予定者を決定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年1月13日

北海道函館商業高等学校長 佐藤 恵一

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 目的

北海道函館商業高等学校売店・自動販売機出店者の公募

### (2) 内容

売店・自動販売機の設置及び運営

### (3) 使用許可期間（出店期間）

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

ただし、今回の公募により選定された出店予定者が令和9年度(2027年度)以降の教育財産使用許可申請を行い、許可の要件を満たしている場合は、令和13年(2031年)3月31日まで使用許可期間を更新することができる。

### (4) 設置場所

函館市昭和1丁目17番1号 北海道函館商業高等学校 校舎棟1階

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
  - イ 本店が所在する都道県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (8) 令和8年(2026年)1月1日現在、道内で小売業の経営を行っていること。

## 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうか参加表明書を提出し審査を受けなければならない。
  - ア 受付期限 令和8年(2026年)1月30日午後4時まで
  - イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。持参する場合は、次の提出場所に持参すること。郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とする。
  - ウ 提出場所 〒041-0812 函館市昭和1丁目17番1号 北海道函館商業高等学校事務室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 4 公募要領の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和8年(2026年)1月13日から令和8年(2026年)1月30日まで
- (2) 交付場所 3 (1) ウと同じ

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織に申し込むこと

また、北海道函館商業高等学校のホームページ  
(<https://www.hakodateshougyou.hokkaido-c.ed.jp/>)においてダウンロードすることができる。

## 5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和8年(2026年)2月2日から令和8年(2026年)2月13日まで
- (2) 提出方法 3(1)イと同じ
- (3) 提出場所 3(1)ウと同じ

## 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「出店予定者」という。）を選定する。

## 8 教育財産使用許可申請

出店予定者は、別途財務会計法令の規定により教育財産使用許可申請を行うものとする。

なお、令和8年度においては、売店に自動販売機を含めて使用許可申請を行うこととしているが、令和9年度以降は、売店の収益によっては自動販売機の設置を使用許可から貸付に変更する場合がある。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道函館商業高等学校 事務室
- (2) 所在地 〒041-0812 函館市昭和1丁目17番1号
- (3) 電話番号 (0138) 41-4248

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び出店予定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による。